

「山口県新型コロナウイルス感染症対策本部」

第20回本部員会議

日時：令和3年2月17日(水) 15:30～

場所：県庁4階 共用第1会議室

< 次 第 >

1 開会

2 議題

(1) 現在の発生状況について

(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正について

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る本県の対処方針について

(4) その他

3 閉会

<配布資料>

資料1 現在の発生状況について

資料2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正について

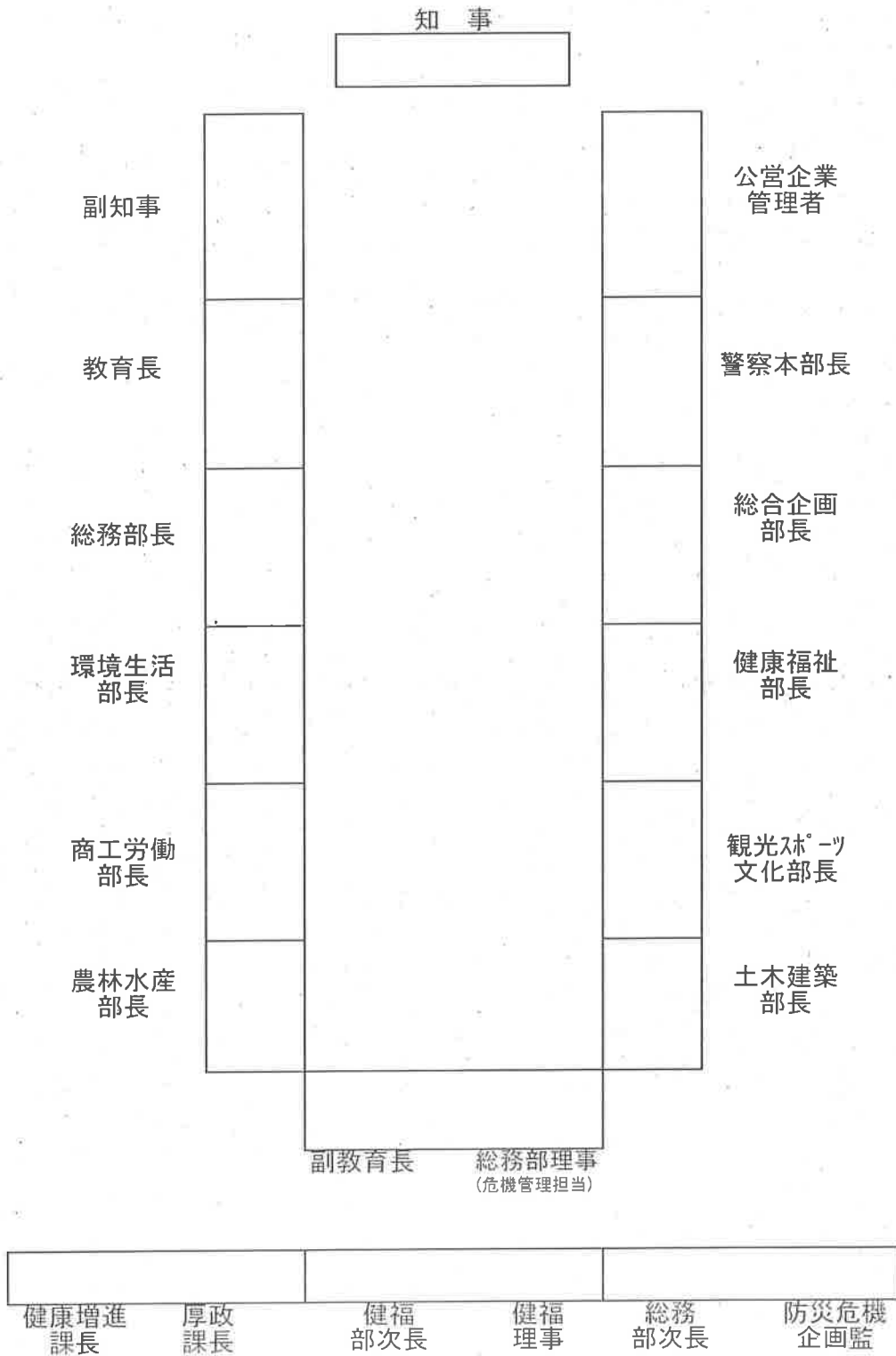
資料3 新型コロナウイルス感染症に係る対処方針について

資料4 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業について

資料5 県民の皆様・企業の皆様へのお願い

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第20回本部員会議 配席図

日時：令和3年2月17日(水)15:30～
 場所：県庁4階 共用第1会議室



山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第20回本部員会議

日時：令和3年2月17日(水)15:30～

場所：県庁4階 共用第1会議室

- 1 本部長 知事
- 2 副本部長 副知事
- 3 本部員

部局名	本部員
総務部	総務部長 総務部理事（危機管理担当）
総合企画部	総合企画部長
環境生活部	環境生活部長
健康福祉部	健康福祉部長
商工労働部	商工労働部長
観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長
農林水産部	農林水産部長
土木建築部	土木建築部長
企業局	公営企業管理者
教育庁	教育長 副教育長
警察本部	警察本部長

現在の発生状況について

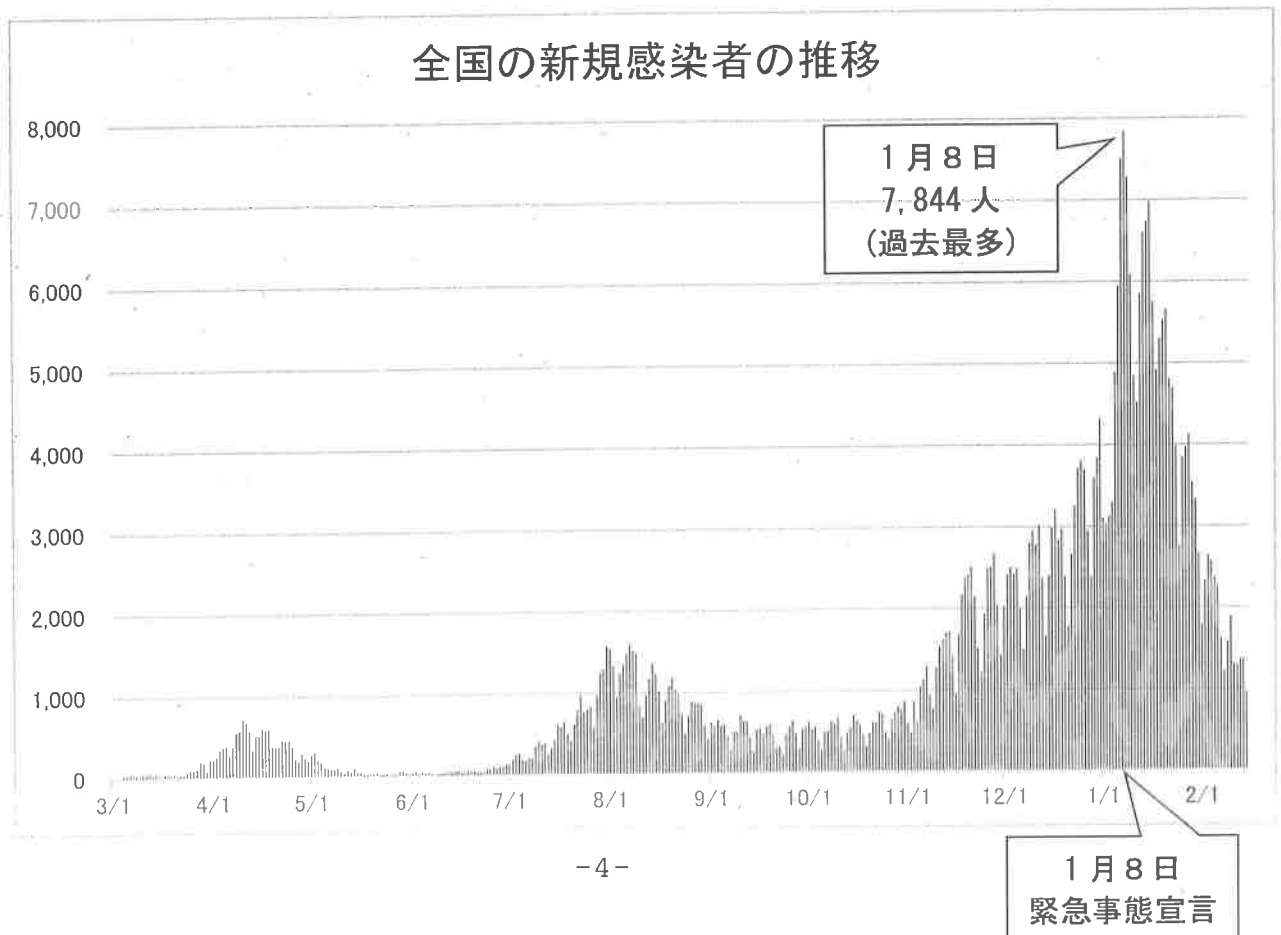
1 全世界及び日本国内の発生状況 ※厚生労働省公表数字

(1) 全世界 (2/16 15:00 現在) 【日本を除く】

患者数	死亡者数	※感染者の多い国
109,156,266	2,407,846	米国(27,692,967)、インド(10,925,710)、 ブラジル(9,866,710)、英国(4,059,696)

(2) 日本国内 (2/16 0:00 現在) (人)

	P C R 実 施 人 数 検 査	陽 性 者 数	入 院 治 療 を 要 す る 者 (内 数) (重 症 者)	退 院 又 は 療 養 解 除 者 の 数	死 亡 者 数	確 認 中
① 国内発生 (③除く)	7,144,642	415,565	22,614 (644)	385,577	7,013	681
② 空港検疫	501,660	2,185	35 (0)	2,148	2	0
③ チャーター機	829	15	0 (0)	15	0	0
合 計	7,647,131	417,765	22,649 (644)	387,740	7,015	681



2 本県の状況 (2/16 15:00 時点)

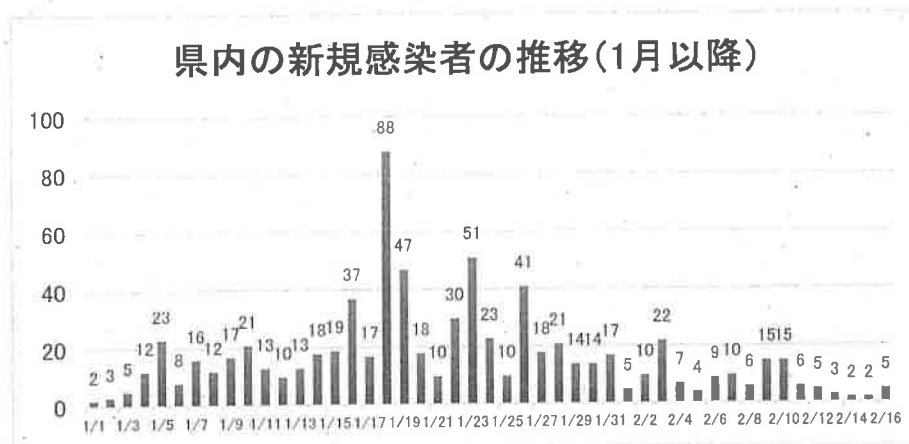
(1) 患者数等

感染者数：1,361人 (うち死亡35人) [入院：86人 宿泊：43人]

(2) 市町別感染者数

下関	212	宇部	269	山口	139	萩	6	防府	49
下松	40	岩国	201	光	18	長門	13	柳井	9
美祇	12	周南	237	山陽小野田	103	周防大島	1	和木	5
上関	4	田布施	10	平生	0	阿武	0	県外	33

※県外在住者については、これまでの帰省先等による市町別では区分が困難となる事例が生じていることから、11/5以降は「県外」欄を設けて集計。※～11/4 県内：207人 県外：17人



(3) PCR等検査 (R2.2.15~R3.2.14)

累計 55,951件 (2/8~2/14実績 3,093件)

(4) モニタリングの状況

指標	現状値 (県)	(参考) 国分科会が示す 目安の本県への当てはめ	
		ステージ3	ステージ4
① 稼働病床数 ※病床稼働率 (うち、重症者用病床)	2/16 86床 ※18.1% (重症1床)	105~210床 <small>確保病床数×25%</small>	211床以上 <small>確保病床数×50%</small>
② 療養者数(入院者数・宿泊療養者数等 を合わせた数)	2/16 129人	200~339人 <small>10万人対15人以上</small>	340人以上 <small>10万人対25人以上</small>
③ 直近1週間のPCR検査陽性率	2/8~2/14 1.55%(48/3,093)	10%以上	
④ 直近1週間の新規感染者数 【人口10万人当たり】	2/10~2/16 38人【2.8人】	200~339人/週 【15~24人】 <small>10万人対15人以上</small>	340人以上/週 【25人以上】 <small>10万人対25人以上</small>
⑤ 直近1週間の新規感染者数の増 加比(その前1週間との比較)	2/10~2/16 0.5(38/73)	直近1週間がその前1週間より 多い(1.0超)	
⑥ 感染経路不明な者の割合	2/6~2/12 1.7%(1/60)	50%以上	

※新規感染者数は公表ベース

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正について

1 特措法改正の趣旨

現下の新型コロナウイルス感染症に係る対策の推進を図るため、「まん延防止等重点措置」を創設し、営業時間の変更の要請、要請に応じない場合の命令等を規定し、併せて事業者及び地方公共団体等に対する支援を規定する。

2 特措法改正の概要

- ①特定の地域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるまん延を防止するため、「まん延防止等重点措置」を創設し、営業時間の変更等の要請、要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の過料（20万円以下）を規定する。
- ②緊急事態宣言中に開設できることとされている「臨時の医療施設」について、政府対策本部が設置された段階から開設できることとする。
- ③緊急事態宣言中の施設の使用制限等の要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合（30万円以下）の過料を規定する。
- ④事業者及び地方公共団体に対する支援
 - ・国及び地方公共団体は、事業者に対する支援に必要な財政上の措置、医療機関及び医療関係者に対する支援等を講ずるものとする。
 - ・国は、地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- ⑤差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務規定を設ける。
- ⑥新型インフルエンザ等対策推進会議を内閣に置くこととする。

新型コロナウイルス感染症に係る対処方針について(案)

令和3年2月17日
山口県新型コロナウイルス
感染症対策本部
(危機管理チーム)

新型インフルエンザ等特別措置法(以下「特措法」という。)第32条第3項に基づく緊急事態措置について、1月7日に1都3県(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)、1月13日に2府5県(栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県)を対象区域として、2月7日までを対象期間とする緊急事態宣言が発出された。その後、2月2日に、栃木県の解除及び10都府県の対象期間を3月7日まで延長することが決定された。2月3日には、特措法が改正(2月13日施行)され、「まん延防止等重点措置」の創設や、営業時間の変更の要請に応じない場合の命令、差別の防止に係る責務等が規定された。

本県においては、引き続き、対象区域への移動自粛を県民に要請するとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の実践を前提として、国や市町等との連携・協力の下、感染拡大防止と社会経済活動の維持との両立に向けた取組を推進する。

1 都道府県に求められる措置等の概要

2月3日に改正された特措法等に基づき、国の基本的対処方針が変更された。

〈緊急事態宣言の対象区域及び期間〉

区 分	対 象 区 域	期 間
特定都道府県	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県	1月8日～ <u>3月7日</u>
	<u>岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県</u>	<u>1月14日～3月7日</u>
	栃木県	<u>1月14日～2月7日</u>

【国の基本的対処方針等による主な取組(緊急事態宣言等が発出されていない区域)】

- 「新しい生活様式」の社会経済全体への定着を図るとともに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、必要に応じて、外出の自粛、催物の開催制限、施設の使用制限等の要請等を機動的に行うこと。
- 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控える等注意を促すこと。こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行について慎重な検討を促し、特に発熱等の症状がある場合は、これらを控えるよう促すこと。
- 一定規模以上の催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること。
- 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるイベントの事前相談に係る対応を行うこと。
- 事業者に対し、職場における感染防止のための取組や、「三つの密」及び「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促すとともに、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。
- 感染拡大予防ガイドラインを遵守している店舗に対しステッカー等を配布して表示する仕組みについて、各地方自治体での導入検討や、既に導入している地方自治体における制度の普及促進を図ること。
- 飲食店等の営業許可の申請・更新等の機会を活用し、地方自治体の窓口等において事業者に対しガイドラインを配布し周知を図ること。
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく通常の立入検査時において、衛生管理基準の遵守徹底に加え、飲食店等がテナントに含まれている場合に、特定建築物所有者等に対しガイドラインを配布し周知を図ること。
- 「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。

- 感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけること。
- 感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行い、分科会の提言で示された指標を目安としつつ総合的に判断し、各ステージにおいて「講ずべき施策」等を踏まえ、地域の実情に応じて、迅速かつ適切に特措法第24条第9項に基づく措置等を講じるものとする。

2 本県の対処方針

国の基本的対処方針及び山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議の意見等を踏まえ、以下のとおり対応する。

(1) 県民への協力要請

- 受験などやむを得ないものを除き、緊急事態宣言の対象区域への移動は自粛するとともに、対象区域から本県への帰省や旅行等を検討している家族や友人に対し、来県の自粛を働きかけるよう要請。
- 緊急事態宣言の対象区域以外への移動は、移動先の地域の感染拡大の状況や自治体の発する情報に留意して、慎重に判断するとともに、移動する場合には、万全の感染防止対策を講じるよう要請。
- 手洗いの励行、「密閉・密集・密接」のいわゆる「三つの密」を避ける、人と人との距離をとるなど、感染拡大を予防する「新しい生活様式」等を活用した感染防止対策の徹底。
- 県内で感染拡大の傾向が見られる場合には、改めて対策の基本である「三つの密」の回避を徹底するとともに、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを遵守していない飲食店等の利用自粛要請などの対策を検討。

(2) 事業者・関係団体への協力要請

- 緊急事態宣言の対象区域への出張や、対象区域からの来訪を伴う会議・イベント等の開催を控えるよう働きかけ。

- 時差出勤・在宅勤務(テレワーク)等による3密回避など、感染拡大を未然に防止する対策の徹底。
- 感染拡大予防と社会経済活動の維持との両立に向け、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、事業者が提供するサービスに応じた具体的な感染予防策の実践。
- 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策に取り組む飲食店に対し、新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店のポスターを配付するとともに、県ホームページで取組内容等を周知。
- 飲食店等でクラスター(集団感染)が発生するなど、感染拡大の恐れがある事態が発生した場合は、関連地域・業種での迅速な実態把握と営業時間短縮や休業の要請等の対策を検討。

(3) 学校等の対応

ア 公立学校(幼小中高特)

- 子どもたちの学びを保障するために、感染拡大防止に最大限の対策を講じた上で、学校教育活動を継続して実施。
- 市町立の小・中学校、幼稚園及び幼稚園型認定こども園等においては、各地域の実情に応じて、学校教育活動を実施。
- 特に、集団感染のリスクがある、寮・寄宿舎については、感染症対策を徹底。
- 感染症に対する誤解や偏見に基づくいじめや差別を防ぐための啓発活動を強化。

イ 私立学校(幼中高、専修・各種学校)

- 県立学校の対応を踏まえ、各校の実情に応じて、学校教育活動を実施。

ウ 保育所等

- 感染の予防に留意した上で、全ての保育所及び認定こども園(幼保連携型、保育所型)において、開所を継続。

(4) 県有施設、県主催イベント等の取扱い

- 県有施設の運営や県主催イベントの開催に当たっては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、施設やイベントごとに適切な感染防止対策を徹底。
- 国の定める一定規模以上の催物等の開催について、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期。

<催物等開催基準> ※国事務連絡より抜粋

時期	収容率	人数上限
9月19日～ 3月7日	・大声での歓声・声援等がないことが前提としうるもの(クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、展示会等) 100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	①収容人数 10,000 人超 ⇒収容人数の 50% ②収容人数 10,000 人以下 ⇒5,000 人 ※収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度
	・大声での歓声・声援等が想定されるもの(ロックコンサート、スポーツイベント) 50%以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※ 飲食を伴うイベントについては、原則「大声での歓声・声援等が想定されるもの」に区分されるが、映画館などイベント中に発声がないものに限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うことが可能な場合あり。

- 各部局及び市町を通じて、関係する施設管理者やイベント主催者等に対し、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止対策を講じるよう周知。
- 全国的な移動を伴うイベント又はイベントの参加者が 1,000 人を超えるイベントの事前相談に対応。
- 県内で感染拡大の傾向が見られる場合には、関係市町と十分協議の上、対応を判断。
- 観光振興については、観光施設等の感染防止対策を講じるとともに、旅行者には「新しい旅のエチケット」の実践を促しながら、取組を実施。

(5) 感染状況等の継続的な監視等

- 県内の感染状況を把握するため、専門家で構成する「山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議」を設置し、分科会の示す目安を参考に継続的にモニタリングを行い、感染状況のステージを総合的に判断。
- 3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、医療提供体制への負荷が増加し、分科会の示すステージⅢへの移行が見込まれる場合、県民への外出自粛要請等の措置を検討。

<分科会の示すステージの指標>

項目		ステージⅢの指標	ステージⅣの指標
医療提供体制等の負荷	①病床のひっ迫具合 病床全体	・最大確保病床の占有率 1/5 以上 ・現時点の確保病床数の占有率 1/4 以上	・最大確保病床の占有率 1/2 以上
	うち重症者用病床	・最大確保病床の占有率 1/5 以上 ・現時点の確保病床数の占有率 1/4 以上	・最大確保病床の占有率 1/2 以上
	②療養者数	15 人/10 万人 以上	25 人/10 万人 以上
体制監視	③PCR 陽性率	10%	10%
感染者の発生状況	④新規報告数	15 人/10 万人/週 以上	25 人/10 万人/週 以上
	⑤直近一週間と先週一週間の比較	直近一週間が先週一週間より多い	直近一週間が先週一週間より多い
	⑥感染経路不明割合	50%	50%

(6) 県民・事業者等への情報発信

- 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の普及・定着及び適切な感染防止対策の徹底等について、県民や事業者等へ周知。
- 本県のモニタリング指標や全国の感染状況等を情報提供。
- 感染者や医療従事者等が差別的取扱い等を受けることがないよう、偏見・差別・誹謗中傷等の防止を呼びかけ。
- 県民や事業者等への周知・注意喚起に当たっては、県ホームページやSNS、各種メディア等を通じて、重層的に情報を発信。
- 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード及び利用を周知。

3 感染拡大に備えた対応

(1) PCR等検査体制の強化等

- 保健所への自動遺伝子検査装置の導入や民間検査機関の活用等により、PCR等検査体制を拡充するとともに、地域の診療所等が行う抗原検査を積極的に活用。
- 季節性インフルエンザへの対応も含め、かかりつけ医等の身近な医療機関で相談・診療・検査が提供できる体制を整備。

(2) 医療提供体制の拡充

- 重症・中等症患者向けの病床確保や、軽症者等の宿泊療養施設を確保するなど、一定の感染拡大に対応できる患者受入体制を整備。

(3) 医療用物資の安定供給

- 国が責任を持って確保する医療用物資等については、国の保有状況調査等により、医療機関の在庫状況を把握し、適切に配布するとともに、県としても、感染拡大時に医療機関等へ適切に供給できるよう、マスクや防護服等の医療用物資を備蓄。

(4) 病院・高齢者施設等における感染予防対策の徹底

- 病院・高齢者施設などで感染が発生した場合、適切な感染拡大防止対策を講じるとともに、早期の実態把握及び陽性者の入院等の迅速な対応により、クラスターの早期封じ込めを実施。
- クラスターが発生した場合、クラスター対策チーム等を派遣し、保健所との連携のもとで、施設内のゾーニングや職員等への感染対策指導、入所者の健康管理等、感染拡大防止に向けた専門的な支援を実施。

(5) ワクチンの接種体制の整備

- 新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすため、ワクチン接種を実施する体制を整備。

(6) まん延防止等重点措置の要請等

- 本県の全域に感染が拡大するおそれがあり、かつ、医療提供体制に支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、本県をまん延防止等重点措置の対象区域とする国への要請を検討するとともに、より強い感染防止措置を検討・実施。

(7) G o T o キャンペーン の 取 扱 い

- 本県の感染状況について、ステージⅢへの移行が見込まれる場合は、感染拡大地域に係る国のG o T o キャンペーン事業の適用の一時停止要請を検討するなど、各部局が連携して迅速に対応。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業について

令和3年2月17日 健康福祉部

1 趣 旨

新型コロナウイルスワクチン接種の開始に向け、市町や関係医療機関との緊密な連携のもと、円滑かつ迅速な接種体制を構築する。

2 事業概要

(1) ワクチンの流通円滑化の推進

①広域的なワクチン管理・移送の推進

- ・接種予定者の把握・共有や、圏域内のワクチンの厳格な需給把握・在庫管理、広域的なワクチン移送の調整等を実施

[委託先] 超低温冷凍庫を配置する基本型接種施設

②圏域内のワクチン供給体制の構築

- ・各地域の基本型接種施設から連携型・サテライト型接種施設へのワクチン配送を実施

[委託先] 超低温冷凍庫を配置する基本型接種施設

(2) 副反応等への的確な対応

①専門的相談体制の構築

- ・ワクチン接種後の副反応など専門的な相談に対応する窓口を設置

令和3年2月22日開設 8:30~17:30 (土日祝日も実施)

[電話番号] 083-902-2277

②専門的医療提供体制の構築

- ・副反応などの様々な症状に対し、総合的に対応できる専門的な医療提供体制を確保

[委託先] 山口大学医学部附属病院

[内 容] 円滑な紹介受診のため、ワクチン接種後患者の対应用窓口を設置し、総合的な診療に対応

(3) 全県的な広報活動の実施

- ・TVスポットや新聞広告、リーフレット等により、ワクチン接種に関する基礎的な情報を県民に周知

県民の皆様・企業の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症については、全国的な感染拡大から、1月に緊急事態宣言が出され、医療提供体制の逼迫状況を踏まえ、現在、東京都・大阪府・福岡県など10都府県が引き続きその対象区域となっています。

本県においても、年明け以降、病院や施設などによるクラスターが多数発生し、感染者が急増しましたが、県民、事業者、医療従事者の皆様のご協力により、県内の感染は減少傾向となっています。

しかし、未だ全国的な感染は収まっていないことから、県民の皆様、企業の皆様には、感染を拡大させないよう、以下の取組について、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

<県境をまたぐ移動についての注意>

- ◎ 緊急事態宣言を踏まえ、受験などやむを得ないものを除き、対象区域への移動については、自粛を強くお願いいたします。
- ◎ また、対象区域から、帰省や旅行などで、来県をお考えのご家族やご友人に、皆様から、自粛を強く働きかけていただきますようお願いいたします。
- ◎ やむを得ず、対象区域から戻られた方や、来県された方は、2週間は体調管理に努めるとともに、体調が優れないときは外出せず休養してください。
- ◎ なお、発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、速やかに受診・相談センターや市町の特別相談窓口連絡し、医療機関を受診してください。
- ◎ また、緊急事態宣言対象区域以外への移動は、移動先の地域の感染拡大の状況や自治体の発する情報に留意して、慎重に判断いただくとともに、移動される場合には、万全の感染防止対策を講じてください。

<企業活動におけるお願い>

- ◎ 対象区域へ出張や、対象区域から県内への来訪については、控えていただきますようお願いいたします。
- ◎ また、対象区域からの来訪を伴う会議やイベント等の開催は控え、メールやテレビ会議などで代替していただきますようお願いいたします。
- ◎ 感染予防及び感染拡大防止のため、対象区域への移動があった従業員等に対する健康管理には格別の配慮をお願いいたします。
- ◎ 業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」に基づく感染防止対策を引き続き徹底してください。

＜年度末に行われる行事への注意＞

- ◎ 年度末に行われる行事については、感染防止を徹底するとともに、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討してください。
- ◎ 謝恩会及びこれに類するものについては、飲食を伴わない開催を検討してください。飲食を伴う場合は、感染防止対策の徹底をお願いします。
- ◎ 卒業旅行については、時と場所が分散される「分散旅行」を図り、なるべく混雑しない平日の間、いつもの仲間で行動するなど協力をお願いします。

＜感染予防対策の徹底＞

- ◎ 感染拡大を防ぐためには、皆様お一人おひとりの行動が最も重要です。「新しい生活様式」を実践いただき、3密を避け、「マスクの着用」、「手洗い」、「感染リスクが高まる「5つの場面」に注意する」など、引き続き、基本的な感染予防対策の徹底をお願いします。
- ◎ 会話の際には、マスクを着用し、大人数・長時間での会食には特に注意するなど、感染防止対策を徹底してください。

＜感染された方等への差別・偏見の防止＞

- ◎ 感染者、また、最前線で治療にあたる医療従事者、感染者が発生した団体に属する方、県外から往来された方などへの誹謗中傷や差別は絶対にやめてください。
- ◎ 感染に関しては、公的に出される情報を確認し、デマに惑わされないでください。また、SNSなどで根も葉もない噂を拡げることは、本当にやめてください。
- ◎ 新型コロナウイルス感染症は誰でも罹りうる病気です。お一人おひとりが相手を思いやる、そうした気持ちを忘れず、冷静な対応をお願いします。

令和3年2月17日

山口県知事 村岡 嗣 政